

経営革新計画の承認に向けた 事業計画策定をご支援いたします

経営革新計画の概要

経営革新とは「事業者が新事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ること」と中小企業等経営強化法で定義しており、次のような特徴があります。

- ・業種による制約条件をつけないで、全業種の経営革新を支援
- ・単独の企業だけでなく、任意グループや組合等の柔軟な連携体制での経営革新計画の実施が可能
- ・具体的な数値目標を含んだ経営革新計画の作成
- ・都道府県等が、承認企業に対して、経営革新計画の開始時から1年目以後2年目以前に、進捗状況の調査(フォローアップ調査)を行うとともに、必要な指導・助言を行う

経営革新計画策定を通して現状の課題や目標が明確になるなどの効果が期待できるほか、山形県または国に計画が承認されると様々な支援策の対象となります。

対象者

事業内容や経営目標を盛り込んだ計画を作成し、新たな事業活動を行う組合や中小企業者等。

計画内容

経営革新計画を作成するには以下の内容を満たす必要があります。

1. 事業内容

次の5つの新事業活動のいずれかに該当する取組であること。

※自社にとって新しいものであれば、他社で採用されているものも対象になります

- ①新商品の開発や生産
- ②新役務(サービス)の開発や提供
- ③商品の新たな生産方式や販売方式の導入
- ④役務(サービス)の新たな提供方式の導入
- ⑤技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動

2. 経営目標

3~5年間に於いて付加価値額(※)または従業員一人当たりの付加価値額が年率3%以上伸び、かつ給与支給総額が年率1.5%以上伸びる計画となっていること。

※付加価値額=営業利益+人件費+減価償却費

利用できる支援策等

経営革新計画を作成したのちに山形県または国へ申請して承認を受けると、以下のような支援策等がご利用になれます。ただし、別途、利用を希望する支援策の実施機関による審査等が必要となります。

- ・政府系金融機関の特別利率による融資制度等(海外展開に伴う資金調達支援を含む)
- ・信用保証の特例
- ・国の補助金審査における加点 など

お問合せ先 本会で経営革新計画作成をご支援いたしますのでご相談ください。